

第26回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和6年4月23日（火）13時30分～14時20分

- 2 場 所 久慈市役所 大会議室

- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
議案第4号 農地法の適用外証明願いについて
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(2) 会務報告

- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 26名(別添名簿のとおり)
事務局 事務局長 古 山 誠
農地係長 大 道 学
主任 下 野 優 貴

第26回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村晴子	○
5	田村英寛	○
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	○
8	小倉 明	
9	上村信志	○
10	高倉道夫	
11	宇部文人	○
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	
15	宇部 繁	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	○
大川目	切 金 伸 広	○
夏井	中川原 広 志	○
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	
山形	下 舘 靖	○
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	○

5 会議の概要

	発言主旨
13時30分開会 事務局長	ただ今から、令和6年度第26回久慈市農業委員会会議を開催いたします。開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局長	本日の欠席通告委員を報告します。8番小倉議員、10番高倉委員、14番柿木委員、長内推進委員より欠席通告がありましたので、ご報告いたします。それでは、久慈市農業委員会会議規則第7条の規定により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事については、宇部会長をお願いいたします。
会長	これより議事に入ります。まずは議事録署名委員および会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第10条の規定により議事録署名委員及び書記を、当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ご異議なしと認め、議事録署名委員に11番宇部文人委員、12番鹿糠勢津子委員を、書記には事務局職員の大道係長を指名いたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。
下野主任	議案第1号農地法第3条の規定による許可についてご説明します。 付議番号1、土地の表示、譲渡人、譲受人、それぞれ記載の通りです。畑1筆、田5筆の申請となります。譲渡人が遠方在住であり、当該地の管理が困難であるため譲受人へ売買により売り渡し、米及び野菜を栽培するものです。売買額は合計〇〇万円と伺っております。①及び③が田、②は畑となります。 次に付議番号2、土地の表示、譲渡人、譲受人はそれぞれ記載の通りです。申請地は3名の共有地となっており、譲渡人

	発言主旨
	<p>が耕作できないことから、申請地の隣地に居住する譲受人に売買により売り渡し野菜を栽培することです。売買額は〇〇万円と伺っており、すでに譲受人の畑として使用されております。4ページに位置図と地籍図を載せております。以上で議案第1号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。現地調査員の報告ですが、新井野委員がまだ到着しておりませんので、局長お願いします。</p>
事務局長	<p>付議番号1、4月17日、新井野委員、事務局で現地に行ってみて来ました。〇〇学校の南側に広がっている場所です。現地はきちんと耕作されておりました。3条許可に関しては、何も問題ないものとして見て参りました。</p>
会長	<p>付議番号2番について、岸里推進委員お願いします。</p>
岸里推進委員	<p>場所は小久慈町の〇〇近くで、本当に狭く、車を置いて歩いて入るような所ですが、偶然にも現地調査の際に、譲受人のご主人が耕運機を使って起こしておりました。特に問題がないのではないかと見て参りました。ご審議のほどお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第1号について、事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 （「なし」の声） 質疑を打ち切ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。 （「異議なし」の声） それでは特に意見がないものとして決定させていただきます。議案第2号農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局説明を願います。</p>
下野主任	<p>議案第2号農地法第4条の規定による許可についてご説明します。 付議番号1、土地の表示、申請人は記載の通りです。隣接する〇〇施設従業員の駐車場として転用するものであり、付近</p>

発言主旨

には2軒の〇〇施設があり、申請人はそこの理事を務めていると伺っております。

付議番号2、3及び議案第3号農地法第5条の規定による許可の付議番号1について関連があるため、一括してご説明させていただきます。付議番号2、付議番号3、9ページをお開き願います。付議番号1、土地の表示、申請及び譲受人、譲渡人はそれぞれ記載の通りです。4条の付議番号3及び5条の付議番号1について、分譲住宅の敷地として4条の付議番号2については、駐車場として転用するものです。申請地は都市計画区域内であり、住居地域として定められているため、住宅敷地として需要があることから申請に至ったものです。5条付議番号1についてですが、分譲住宅の敷地として一体となることから、所有権についても移転するものであり、売買額は〇〇万円と伺っております。8ページに4条分、10ページに5条分の位置図と地籍図を載せております。以上で議案第2号の説明を終わります。

会長

事務局からの説明が終わりました。次に現地調査員からの報告を願います。岸里推進委員お願いします。

岸里推進委員

議案第2号4条の付議番号1、場所は小久慈町〇〇、2つの施設の間であって、大変きれいに整備されており、周りの農地には何ら支障がなく問題はないのではないかと見てきました。引き続き4条の付議番号2、3番、5条の付議番号1ですが、場所は〇〇学校のプールからすぐ右側の土地でした。周りは住宅が立ち並んでおりまして、草もない状態できれいに管理されておりました。ご夫婦の所有だということですので、問題はないんじゃないかと思って見て参りました。以上でございます。

会長

議案第2号付議番号1番から3番と、議案第3号付議番号1番について事務局からの説明と現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑を打ち切ります。採決いたします。

議案第2号農地法第4条に規定による許可についてと議案

	発言主旨
	<p>第3号農地法第5条付議番号1番について、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、特に意見がないものとして決定いたしました。次に議案第3号農地法第5条、付議番号2番について事務局の説明をお願いします。</p>
下野主任	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可の続きについてご説明いたします。</p> <p>付議番号2、土地の表示、譲渡人、譲受人はそれぞれ記載の通りです。太陽光発電システム設置のため売買により転用しようとするものです。売買価格は〇〇万円と伺っております。太陽光パネルは合計1,454枚の設置を予定しており、申請地2筆のほか隣接する地目原野の土地1筆が事業予定地となっております。申請面積が3,000㎡超となることから、岩手県農業会議開催の常設審議会による意見聴取を要するものであることを申し添えます。以上で議案第3号の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。現地調査委員からの報告をお願いします。上村委員。</p>
上村委員	<p>場所は〇〇学校の西側に1kmぐらい行ったところであり、現地は草刈等を行っており、農地として管理はしている状況でした。転用目的は太陽光発電設備を設置することですが、周辺の農地へ影響を及ぼす問題はないと思って見て参りました。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>議案第3号農地法第5条付議番号2番について、事務局の説明と現地調査委員からの報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第3号農地法第5条付議番号2番についての特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>議案第3号農地法第5条付議番号2については特に意見が</p>

発言主旨

ないものとして決しました。次に、議案第4号農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。事務局説明を願います。

下野主任

議案第4号農地法の適用外証明願いについてご説明いたします。

付議番号1、土地の表示、願出人は記載の通りです。相続物件であり農地法による許可をすでに受けていると思っていたとのことです。昭和46年頃に前の所有者により居宅が建築され、願出人が相続し登記を行った際に地目が農地となっていたことに気づいたとのことです。なお、固定資産評価証明書により、課税地目が宅地になっていることを確認しております。

付議番号2、土地の表示、願出人は記載の通りです。相続物件であり、所有地の整備のため調査をしていたところ、地目が畑となっていることに気づいたとのことです。昭和50年に県行造林契約が締結され、以降現在に至るまで山林となっているとのことです。願出地は地目が山林である外1筆の土地との筆界未定地となっており、境界を確定しない限り地目変更登記はできないことを法務局より伺っておりますが、願出人の強い要望があったこと及び岩手県より境界紛争等がない場合は筆界未定地の適用外証明は可能であるとの回答を受けたため、筆界未定地となっている土地がすべて願出人の名義であること、隣接地所有者との境界紛争がない旨を確認し、先の法務局からの回答に了承いただいた上で、願出に至ったものです。願出地である○-○及び○-○の筆界未定地となります。

続きまして、付議番号3、土地の表示、願出人は記載の通りです。相続物件であり、農地法による許可をすでに受けていると思っていたとのことでもあります。耕作は、昭和45年頃からされており、20年以上の経過により、原野化し、現在に至ると伺っております。なお、固定資産評価証明書により、課税評価が原野であることを確認しております。

付議番号4、土地の表示、願出人は記載の通りです。相続物件であり、農地法による許可をすでに受けていると思っていたとのことでもあります。耕作は、平成10年頃からされており、経過により山林化し、現在に至ると伺っております。以

	発言主旨
	上で議案第4号の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。現地調査委員からの報告をお願いします。上村委員。
上村委員	付議番号1番ですが、場所は宇部の〇〇センターを山手に入って、200mぐらいのところになります。現況はすでに農地ではなく、宅地として立派な家が建っておりました。20年以上も経っており、やむを得ないものと見て参りました。次に付議番号2です。場所は小久慈の〇〇場近くの山林でした。事務局の説明通り山林になっており、車でも歩いても行けない場所でした。航空写真等で確認しているということで、実際私たちは見ることはできませんでした。20年以上経っているのでやむを得ないものと思って参りました。審議の程よろしくをお願いします。
会長	付議番号3番、4番については、田村委員をお願いします。
田村委員	付議番号3番ですが、侍浜町の〇〇から、浜手の方に行った場所です。ここも完全に山林化しておりまして、大きな木が生えているという状況でした。致し方ないものとして見て参りました。 付議番号4ですが、〇〇インター入口のところになります。現地には大きな木が生えておりまして、完全に山林になっているという状況です。〇-〇-〇ですが、〇〇橋の手前を左に上がって行くところですが、ここは完全に山林になっており、現地に行く事が出来なかったため、航空写真で確認させていただきました。これも致し方ないものと思いました。みなさんのご審議をよろしくをお願いします。
会長	議案第4号農地法の適用外証明願いについて事務局の説明と現地調査委員からの報告が終わりました。 質疑を許します。 (鹿糠勇委員 挙手) 鹿糠勇委員。
鹿糠勇委員	付議番号2番の利用状況は山林になっていますが、耕作放棄

	発言主旨
	して山林になったのであれば、地目変更しなくても山林になるのですか。
会長	事務局の説明を願います。
事務局長	適用外証明願いは、農地でなくなっている状況から20年以上経過した場合、地目を変更することができると岩手県の取扱いとして可能です。
鹿糠勇委員	地目変更はしなくていいということですか。
事務局長	適用外証明願いの申請が通った場合、証明書が発行されます。それを持って地目変更登記をするというのが可能になります。農業委員会で岩手県の規定に則って農地ではないと判定するわけです。
鹿糠勇委員	農業委員会に申請をしてから地目変更するというわけですね。固定資産税も山林と畑では違いますよね。
会長	税務課は現況課税としていると思います。
事務局長	税務課は我々とは別個に判定しています。税務課は現況に則って判定し、課税しているわけです。県に聞きましたところ、筆界未定地の所有者が複数名いる等の登記は難しいということですが、今回の場合、地権者はこの方のみですので、適用外証明を出すことによって、何らかの方法で山林へ地目変更することが可能になるのではないかと思います。
会長	他にございませんか。 (「なし」の声)
	議案第4号農地法の適用外証明願いについては特に意見がないものとして決しました。次に、報告事項に入ります。報告事項(1)農地法第3条の3第1項の届出書の提出について、事務局説明を願います。
下野主任	報告事項(1)としまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたので、ご報告します。21ページをお開き願います。土地の表示、届出人は記載の通りでございます。22ページにかけ

	発言主旨
	て、全部で15件あり、届出事由はすべて相続によるものになります。以上で報告事項（1）の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。よろしいですね。それでは、次に進ませていただきます。報告事項（2）会務報告、局長説明願います。
事務局長	（会務報告 令和6年3月26日～令和6年4月23日）
会長	会務報告ですので、よろしいですね。その他ですが、皆さんから何かございましたらお願いします。ありませんか。 （「なしの声」） それでは、第26回久慈市農業委員会議を終了させていただきます。ご苦勞さまでした。
14時20分閉会	